

令和5年6月市議会定例会 提出議案

議案種別	件数(件)
予算議案	27
条例議案	6
一般議案	4
合計	37

令和5年6月市議会定例会 提出議案件名

番号	件名	提出局
1	令和5年度北九州市一般会計予算について	財政局
2	令和5年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
3	令和5年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
4	令和5年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
5	令和5年度北九州市渡船特別会計予算について	
6	令和5年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
7	令和5年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
8	令和5年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
9	令和5年度北九州市公債償還特別会計予算について	
10	令和5年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
11	令和5年度北九州市土地取得特別会計予算について	
12	令和5年度北九州市駐車場特別会計予算について	
13	令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
14	令和5年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
15	令和5年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
16	令和5年度北九州市介護保険特別会計予算について	
17	令和5年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
18	令和5年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
19	令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	

番号	件名	提出局
20	令和5年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	財政局
21	令和5年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について	
22	令和5年度北九州市上水道事業会計予算について	
23	令和5年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
24	令和5年度北九州市交通事業会計予算について	
25	令和5年度北九州市病院事業会計予算について	
26	令和5年度北九州市下水道事業会計予算について	
27	令和5年度北九州市公営競技事業会計予算について	
28	北九州市事務分掌条例の一部改正について	総務局
29	北九州市市税条例等の一部改正について	財政局
30	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部改正について	市民文化スポーツ局
31	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	産業経済局
32	北九州市火災予防条例の一部改正について	消防局
33	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	教育委員会
34	金山川調節池整備工事(2-1)請負契約の一部変更について	技術監理局
35	市道路線の認定、変更及び廃止について	建設局
36	市有地の処分について	港湾空港局
37	市有地の処分について	

No.	件名	要旨
令和5年度 予算規模	区分	予算総額
	一般会計	6,091億6,100万円
	特別会計	4,212億2,920万円
	企業会計	2,724億9,902万円
	合計	1兆3,028億8,922万円
1	令和5年度北九州市 一般会計 予算について	予算額 6,091億6,100万円
2	令和5年度北九州市 国民健康保険 特別会計予算について	予算額 1,004億2,200万円
3	令和5年度北九州市 食肉センター 特別会計予算について	予算額 3億4,100万円
4	令和5年度北九州市 卸売市場 特別会計予算について	予算額 11億 80万円

No.	件名	要旨
5	令和5年度北九州市 渡船 特別会計予算について	予算額 4億4,120万円
6	令和5年度北九州市 土地区画整理 特別会計予算について	予算額 42億5,020万円
7	令和5年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計予算について	予算額 30万円
8	令和5年度北九州市 港湾整備 特別会計予算について	予算額 41億8,950万円
9	令和5年度北九州市 公債償還 特別会計予算について	予算額 1,687億 100万円
10	令和5年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計予算について	予算額 100万円
11	令和5年度北九州市 土地取得 特別会計予算について	予算額 66億9,900万円

No.	件名	要旨
12	令和5年度北九州市 駐車場 特別会計予算について	予算額 3億4,790万円
13	令和5年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算について	予算額 1億7,670万円
14	令和5年度北九州市 産業用地整備 特別会計予算について	予算額 4億4,000万円
15	令和5年度北九州市 漁業集落排水 特別会計予算について	予算額 3,400万円
16	令和5年度北九州市 介護保険 特別会計予算について	予算額 1,092億8,600万円
17	令和5年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計予算について	予算額 360万円
18	令和5年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計予算について	予算額 9億5,260万円

No.	件名	要旨
19	令和5年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計予算について	予算額 182億6,000万円
20	令和5年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計予算について	予算額 1億1,200万円
21	令和5年度北九州市 市立病院機構 病院事業債管理 特別会計予算について	予算額 54億7,040万円
22	令和5年度北九州市 上水道 事業会計予算について	予算額 357億2,234万円
23	令和5年度北九州市 工業用水道 事業会計予算について	予算額 38億6,605万円
24	令和5年度北九州市 交通 事業会計予算について	予算額 21億3,539万円
25	令和5年度北九州市 病院 事業会計予算について	予算額 8億840万円

	件 名	要 旨
26	令和5年度北九州市 下水道 事業会計予算について	予算額 522億4,264万円
27	令和5年度北九州市 公営競技 事業会計予算について	予算額 1,777億2,420万円

No
28

北九州市事務分掌条例の一部改正について

(総務局人事部人事課)

市政変革推進室を新設するため、関係規定を改めるもの

1 改正の内容（第1条関係）

現行	改正後
<p>企画調整局</p> <p>(1) 重要事項の計画、調査、立案及び総合調整に関する事項</p> <p>(2) 市の長期総合計画に関する事項</p> <p>(3) <u>公共施設マネジメントに関する事項</u></p> <p>総務局</p> <p>(1) 議会及び市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</p> <p>(3) <u>事務事業の調査及び能率並びに文書に関する事項</u></p> <p>(4) 男女共同参画社会の形成に関する事項</p> <p>(5) その他他の主管に属しない事項</p>	<p><u>市政変革推進室</u></p> <p>(1) <u>行財政改革に関する事項</u></p> <p>(2) <u>公共施設マネジメントに関する事項</u></p> <p>企画調整局</p> <p>(1) 重要事項の計画、調査、立案及び総合調整に関する事項</p> <p>(2) 市の長期総合計画に関する事項</p> <p>総務局</p> <p>(1) 議会及び市の行政一般に関する事項</p> <p>(2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項</p> <p>(3) 文書に関する事項</p> <p>(4) 男女共同参画社会の形成に関する事項</p> <p>(5) その他他の主管に属しない事項</p>

2 施行期日

令和5年7月1日

No
29

北九州市市税条例等の一部改正について

(財政局税務部税制課)

地方税法等の一部改正に伴い、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に係る特例割合を定める等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市市税条例の一部改正

(1) 個人市民税

ア 所得割の額から控除されるべき配当割額又は株式等譲渡所得割額で所得割の額から控除することができなかった金額について、当該納税義務者に対しその金額を還付し、又はその者の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税の納付等をし、若しくはその者の未納に係る徴収金の納付等をする。(第23条関係)

イ 給与所得者が給与支払者を経由して提出する扶養親族等申告書に記載すべき事項がその年の前年の当該申告書の記載事項と異動がないときは、記載すべき事項の記載に代えてその異動がない旨の記載によることができる。(第27条の2関係)

ウ 森林環境税は、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。(第30条関係)

エ 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額を納期の数で除して得た額とする。(第32条関係)

オ 既に特別徴収義務者から納入された給与所得及び年金所得に係る特別徴収税額等が徴収すべき当該特別徴収税額等を超える場合において、その者の未納に係る徴収金があるときは、市町

(次頁に続く)

(続き)

村徴収金関係過誤納金とみなして、その者の未納に係る徴収金の納付等をするを委託したものとみなす。(第38条、第38条の6関係)

カ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を令和8年度まで延長する。(付則第21条の2関係)

キ 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等の対象に、一定の株式会社の設立特定株式を払込みにより取得をした一定の所得割の納税義務者を加える。(付則第24条関係)

(2) 固定資産税

ア 地域決定型地方税制特例措置の対象となる、大規模の修繕等が行われた一定のマンションにおける区分所有の家屋に係る固定資産税の減額について、本市において適用する特例割合を3分の1とする。(付則第9条の2関係)

イ アの規定による固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関し必要な事項を定める。(付則第9条の3関係)

ウ 離島振興対策実施地域内に新設等される一定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地の課税免除の対象の範囲を拡大し、適用期限を令和7年3月31日まで延長する。(付則第15条の9関係)

(3) 軽自動車税

ア 種別割の税率区分である、原動機付自転車で三輪以上のものから特定小型原動機付自転車を除く。(第66条関係)

イ 一定の三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税及び税率の特例を廃止する。(付則第27条の2、付則第27条の7関係)

(次頁に続く)

(続き)

ウ 納付すべき環境性能割及び種別割に不足額が生じた原因が偽りその他不正の手段であった場合に加算する金額は、その不足額に100分の35を乗じて計算した金額とする。(付則第27条の3、付則第29条関係)

2 北九州市環境未来税条例の一部改正

条例に引用する地方税法の規定の条項ずれに伴う規定の整備(第11条関係)

現行	改正後
第733条の18第6項	第733条の18第8項
第733条の19第4項	第733条の19第5項

3 北九州市宿泊税条例の一部改正

条例に引用する地方税法の規定の条項ずれに伴う規定の整備(第14条関係)

現行	改正後
第733条の18第7項	第733条の18第8項

4 施行期日

- 1 (1) カ、(2) 及び(3) イは、公布の日
- 1 (3) アは、令和5年7月1日
- 1 (1) ア、ウからオまで及びキ並びに(3) ウ、2並びに3は、令和6年1月1日
- 1 (1) イは、令和7年1月1日

No 30	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例 及び北九州市スポーツ施設条例の一部改正について (市民文化スポーツ局スポーツ部スポーツ振興課)
----------	---

桃園武道場の新設に伴い、使用料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正

(1) 桃園武道場の使用料の設定 (別表第1関係)

弓道場	共用	区分		一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
		1人1回(2時間以内)		250円	120円		
		回数券(10枚つづり)	1人1回(2時間以内)	2,000円	960円		
		定期券	1月	3,000円	1,440円		
専用	近的場 遠的場		1時間又はその端数ごとに		600円		
	柔剣道場	共用	区分		一般		高等学校の生徒
1人1回(2時間以内)			390円	190円	120円		
回数券(10枚つづり)			1人1回(2時間以内)	3,120円	1,520円		960円
定期券			1月	4,680円	2,280円	1,440円	
			3月	8,580円	4,180円	2,640円	
専用	柔道場 剣道場		1時間又はその端数ごとに		990円		

(2) 桃園弓道場の使用料の廃止 (別表第1条関係)

桃園弓道場の廃止に伴い、同弓道場の使用料に係る規定を削除する。

2 北九州市スポーツ施設条例の一部改正

八幡東柔剣道場の廃止 (別表第1関係)

名称	北九州市立八幡東柔剣道場
位置	北九州市八幡東区尾倉二丁目8番34号

(次頁に続く)

(続き)

3 施行期日

規則で定める日

<p>No 31</p>	<p>北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (産業経済局観光部門司港レトロ課)</p>
<p>北九州市関門海峡ミュージアム及び北九州市門司港レトロ展望室の望遠鏡の廃止に伴い、関係規定を改めるもの</p> <p>1 北九州市関門海峡ミュージアム及び北九州市門司港レトロ展望室の望遠鏡の廃止に伴う規定の整備（別表第3関係） 北九州市関門海峡ミュージアム及び北九州市門司港レトロ展望室の望遠鏡の廃止に伴い、利用料金に係る規定を削除する。</p> <p>2 施行期日 公布の日</p>	

No
32

北九州市火災予防条例の一部改正について

(消防局予防部指導課)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、位置、構造及び管理に関する基準の対象となる急速充電設備の範囲を拡大する等のため、関係規定を改めるもの

1 急速充電設備の範囲の拡大（第13条の2関係）

現行	改正後
全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。	全出力20キロワット以下のものを除く。

2 急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準の追加（第13条の2関係）

充電ポスト、緊急停止装置等に係る急速充電設備の構造等に関する基準を追加する。

3 防火対象物内喫煙所の標識の設置の変更（第26条関係）

健康増進法に規定する喫煙専用室標識が掲示されている場合には、「喫煙所」と表示された標識を設置しなくてもよい。

4 施行期日

1及び2は、令和5年10月1日

3は、公布の日

No
33

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

(教育委員会総務部企画調整課)

北九州市立ひまわり中学校を新設する等のため、関係規定を改めるもの

1 思永中学校の温水プールへの指定管理者制度の導入（第9条－第9条の5関係）

指定管理者による管理（学校教育上支障のない範囲内で市民の使用に供する際の管理に限る。）、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う業務、指定管理者が行う管理の基準及び指定管理者等の秘密保持義務を定める。

2 夜間中学校の新設（別表第1関係）

名称	北九州市立ひまわり中学校
位置	北九州市小倉北区下富野一丁目2番1号

3 施行期日

1 は、公布の日

2 は、令和6年4月1日

No 34	金山川調節池整備工事（2-1）請負契約の一部変更について <p style="text-align: right;">（技術監理局契約部契約課）</p>
<p>金山川調節池整備工事（2-1）請負契約の契約金額及び工期を変更するもの</p> <ol style="list-style-type: none">1 既決契約金額 14億7,408万5,971円2 既決工期 令和3年3月15日から令和6年3月15日まで3 変更契約金額 17億9,789万9,400円4 変更工期 令和3年3月15日から令和6年3月31日まで	

No
35

市道路線の認定、変更及び廃止について

(建設局道路部管理課)

市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止を行うもの

	数	延長	面積
認定	6路線	384m	2,432㎡
変更	7路線	△920m	△3,780㎡
廃止	△3路線	△995m	△7,170㎡

<p>No 36</p>	<p>市有地の処分について</p> <p style="text-align: right;">(港湾空港局港営部物流振興課)</p>
<p>門司区新門司北三丁目に所在する市有地を流通保管施設用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地 雑種地 門司区新門司北三丁目1番1 門司区新門司北三丁目1番33</p> <p>2 土地の面積 1万9,615.24平方メートル</p> <p>3 売払い予定金額 5億2,372万6,908円</p>	

<p>No 37</p>	<p>市有地の処分について</p> <p style="text-align: right;">(港湾空港局港営部物流振興課)</p>
<p>若松区響町一丁目に所在する市有地を石炭貯蔵用地として売り払うもの</p> <p>1 土地の地目及び所在地</p> <p>宅地</p> <p>若松区響町一丁目104番11</p> <p>若松区響町一丁目104番12</p> <p>雑種地</p> <p>若松区響町一丁目129番</p> <p>若松区響町一丁目130番</p> <p>2 土地の面積</p> <p>1万8,489.10平方メートル</p> <p>3 売払い予定金額</p> <p>3億8,272万4,370円</p>	